

篠崎 進士 法律事務所報



2026年 夏号

02 ビジネスと個人を狙う反社会的勢力
所長弁護士 篠崎 芳明

03 「円滑な事業再生を図るための
事業者の金融機関等に対する
債務の調整の手續等に関する法律」
(通称：早期事業再生法) の成立
所長弁護士 進士 肇

04 やさしい贈与税講座
税理士 藤代 節子

05 民事訴訟のIT化と尋問
弁護士 杉山 一郎

05 篠崎芳明弁護士寄稿のご案内

06 近況報告

08 入所挨拶
弁護士 春田 壮史



ビジネスと個人を狙う反社会的勢力

篠崎・進士法律事務所所長

弁護士

篠崎 芳明



暴力団は、構成員を減らしていますが消滅したわけはありません。現に、指定暴力団はほとんど減少していません。

彼ら(暴力団)は、検挙を免れる工夫として暴力団の威力を公然と示す資金源活動(民事介入暴力)を取りやめ、社会的非難を免れるために、凶器を使用する対立抗争をやめたので、多くの組員を抱える必要がなくなったものと考えます。

暴力団員が組を離脱した主な理由は、市民(企業)が暴力団を利用せず、暴力団に対価(カネ)を払わなくなったことから、上納金を支払えない組員が暴力団離脱を余儀なくされたからといわれています。そうとすれば、暴力団離脱者の多くが前非を悔いて堅気になったものではないから、市民の安心・安全のためには、この種の暴力団離脱者の犯罪抑止に留意しなければなりません。

前非を悔いて暴力団を離脱した者に対しては、彼らの社会復帰のために、職業訓練や就職先の斡旋など国の積極的な取組みが求められますが、本人の更生に向けた意欲との兼ね合いもあり、暴力団離脱者の社会復帰はなかなか難しいと聞いています。

さて、どこにでも、いつの時代にも、汗水垂らして真面目に働くよりも簡単に金儲けができるなら違法な行為も厭わないと考える者は存在します。

この者らは、いかに検挙されず(安全)に、手間暇をかけず(簡単)に、多くのカネ(大金)を獲得できるかを常に企んでいます。彼らは終戦後の混乱期においては、伝統的資金源活動(覚醒剤等の密売、恐喝、賭博及びノミ行為)により、簡単に、大金を獲得しましたが、警察の取締り強化により、この手口が安全でない(検挙される)ことを承知して、昭和50年代では組織(暴力団)の威力を背景にして民事紛争に介入ないし装う「民事介入暴力」なる手口を工夫して簡単、安全(恐喝にならない)に大金を獲得しました。

平成に入り、「暴力団は社会の敵」とする考え方が定着してからは、暴力団を利用する者が減り、民事介入暴力も実態は犯罪であるとして警察が厳しく検挙するようになったことなどから、今では暴力団の威力を示す資金源活動は、検挙リスクが高く、手口としての魅力(検挙リスクの低

減)を失いました。

更に、最高裁判所が、暴力団については末端組員の行った殺人や詐欺(特殊詐欺)などの不法行為について、トップ(組長)の損害賠償責任を認めたことから、暴力団を組織するメリットは正に皆無となりました。

そこで、令和に入り、反社会的勢力は、新たに現代型犯罪組織(トクリュウ)を工夫しました。

トクリュウは、組織の中核部分を匿名化させ、SNSなどを通じて緩やかに結びついたメンバーが役割を細分化、すなわち組織構造を意図的に曖昧にし、メンバーを入れ替えて、首謀者を標的とする従来の法執行に対して高い耐性を持っており、通信手段にはテレグラムのような秘匿性の高いメッセージアプリを多用して匿名性をさらに強化し、捜査機関による傍受を困難にしているとのこと。

すなわち、トクリュウは、闇バイトの活用や通信アプリの活用により検挙を免れ(安全)、その上で特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺、強盗・窃盗、オンラインカジノ、フィッシング詐欺などにより、より簡単に大金を獲得する手法であり、反社会的勢力にとって真に魅力ある資金源活動です。

警察は、現在その職責においてトクリュウの犯人検挙に全力を傾注していますが、令和7年は、認知件数(42,900件。令和6年比37.1%増)と被害額(3241.1億円。令和6年比62.8%増)共に増加しており、その勢いは衰えを全く見せません。被害者も初期のいわゆる「オレオレ詐欺」においては、殆どが高齢者でしたが、最近流行の「ニセ警察詐欺」の被害者は、全年齢層に亘っています。

彼らのターゲットは、個人に止まらず企業(ビジネス)に及んでおり、企業の被害額は莫大と推定されます。

市民は、暴力団やその関係者の行う民事介入暴力に対しては、いわゆる三ないプラス一活動(暴力団を利用しない、恐れない、金を出さない、交際しない)で対応し、大きな成果を得ましたが、実態を隠蔽しているトクリュウに対しては、この対応は通用しません。

トクリュウによる被害を免れる方策は、まずは、詐欺対策でしょう。「簡単に儲かる話」、「覚えのない検挙話」など不自然な電話やメールには慌てずに信頼できる人(家族、弁護士、警察など)に相談すべきです。強盗などの犯罪には「防犯」対策の徹底が求められます。

「円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律」(通称：早期事業再生法)の成立

篠崎・進士法律事務所所長

弁護士

進士 肇



1. はじめに

2025年6月に成立した早期事業再生法は、過剰債務に苦しむ事業者が、事業価値が大きく毀損する前に早期に事業再生を図れるよう創設された法律です。従来の準則型私的整理における最大の課題であった、全対象債権者の同意を必要とする高いハードル(一部の反対で手続が頓挫する、いわゆるホールドアウト)を克服するための仕組みを定めています。2026年12月までに施行される予定であり、26年6月現在、施行規則の策定作業が進行中です。

2. 対象債権者は法律に定める金融機関等に限定される(2条)

本法に基づく債務調整手続の最大の特徴は、手続の対象となる「対象債権者」を、銀行、信用金庫、信用組合、その他の金融機関等に限定している点です。法的整理(民事再生法など)では、仕入先などの商取引債権者も一律に巻き込まれ、企業の信用不安やサプライチェーンの崩壊を招く恐れがあります。しかし本法によれば、対象を金融機関等に絞ることで、事業者は通常の商取引を維持しながら、非公開かつ迅速に財務体質の改善を図ることができます。

3. 議決権額の多数決で私的整理が成立する(19条等)

従来の事業再生ADRなどの準則型私的整理手続では、対象となる全金融機関の「全員一致の同意」が必要でした。しかし本法ではこの要件が大きく緩和されました。債権者集会の決議において、議決権(対象債権)の総額の3/4以上の議決権を有する者の同意を得ることで、再生計画案を可決できる仕組みが導入されました。これにより、一部の対象債権者が経済的合理性のない理由で反対した場合でも、主要な金融機関の多数の賛成があれば、私的整理の手続を前に進めることが可能になりました。

4. 反対した債権者の権利変更を行うには裁判所の認可が必要になる(26条以下)

多数決で再生計画が可決されたとしても、それだけで直ちに反対債権者の財産権を強制的にカットする(権利変更する)のは憲法29条に反するのではという大問題があります。そのため、本法では多数決による私的整理の効果を反対債権者にも及ぼすためには裁判所の認可を必要としており、ここに司法機関の関与が登場します。

事業者は、再生計画案が3/4以上の多数決で可決された後、裁判所に対して認可の申立てを行います(26条)。裁判所は①清算価値保障の原則、②計画の遂行可能性、③手続の公正性などを厳格に審査し、これらの要件を満たすと判断すれば認可決定を下します(27条)。これが確定することによって、反対していた対象債権者に対しても、債務免除や返済猶予といった再生計画の効力が強制的に生じます(28条4項)。なお、権利変更の対象は「非保全債権」(担保によって保全されていない債権)部分のみです(法11条括弧書き、19条3項)。

5. 指定確認調査機関の役割と労働組合・過半数代表への配慮(衆議院経済産業委員会附帯決議二、参議院経済産業委員会附帯決議二)(1) 指名確認調査機関と確認調査員

本法の手続を公正かつ円滑に進めるために、主務大臣(経済産業大臣等)から指定を受けた「指定確認調査機関」(46条)が重要な役割

を担います。これは、中立的・専門的な第三者機関で、これまで事業再生ADRを担当してきた事業再生実務家協会などが想定されます。事業者が作成した早期事業再生計画案について、対象債権者の範囲が適切か、計画に遂行可能性があるか、清算価値保障の原則が守られているかなどを客観的に調査・確認し、その結果を債権者や裁判所に報告する役割を担います。多数決による権利変更の正当性を担保するための要となる機関です。

同機関は各手続について、事業再生ADRにおける手続実施者等の経験を有する弁護士等を「確認調査員」に指名し(52条・3条6項)、実際には確認調査員が確認・調査・報告を通じて手続を監督します(15条2項)。

(2) 労働者保護政策

確認調査員に指名される可能性のある弁護士等の間で最近話題になっているのは、再生計画に係る事業再編における労働問題への対処です。指定確認調査機関が再生計画案の調査等を行う際、労働組合等(労働組合又は過半数代表)への配慮が求められる場合があります。具体的には、再生計画に①人員削減、②賃金や労働条件の不利益変更、③事業譲渡や会社分割に伴う転籍など、従業員の雇用や労働条件に重大な影響を及ぼす事項が含まれている場合です。

事業再生には従業員の協力が不可欠であるため、指定確認調査機関は、事業者と労働組合との間で十分な協議が行われているかを確認し、必要に応じて労働組合等の意見を聴取するなどして、労働者の権利保護や雇用の安定に配慮した公正な調査・調整を行うことが求められます。実際にはこれらに確認調査員が携わります。

本年5月14日からパブコメに付されている施行規則案13条は、上記①～③の場面において、事業者が再生計画提出予定日の2週間前までに、労働組合又は過半数代表に対して一定の「通知」を要すると定め、同14条は、従業員の理解と協力を得る努力をすべき一般的義務を定めています。そこで、労働組合等から事業者が誠実な協議をしていないと情報提供された場合、確認調査員はどう対応すべきかが問題になります。具体的には、A：事業者が「通知」を怠った場合にどのように確認・調査・報告すべきか、B：労働組合から団交への参加を求められた場合にどうするか、C：労働組合が救済命令を申し立て、同期日への参加を求められた場合にどうするか、など。

衆参委員会の附帯決議にもあるように、事業計画に係る事業譲渡などのM&Aにおける秘密保持は機微な問題であり、2週間前の「通知」による労働契約の保護の要請と正面衝突します。また、両者間の利害衝突が先鋭化すれば団交や救済命令申立ての可能性もあり、確認調査員が否応なく巻き込まれ、難しい対応を迫られるでしょう。

この数年間、当事務所は、労働訴訟・労働審判はもちろんのこと、団体交渉や地労委への救済命令申立事件も数多く経験しました。事業者代理人に就任したり、確認調査員に選任された場合には、これらの経験を生かし、困難な場面に随時対処していきたいと思います。

6. 最後に

本稿は一部AIの力を借りて作成しました。適切なプロンプトで指示すれば9割方の作業が一瞬で終わり、あとは正確さの検証を怠らなければかなり使え、とても便利です。

やさしい贈与税講座

税理士 藤代 節子



贈与税は、生きている方から無償で財産をもらったときにかかる税金です。亡くなられた方から引き継ぐと相続税がかかります。自分で稼いだ所得に掛かるのが所得税です。

贈与税は、1月1日から12月31日までの1年間を単位として計算し、翌年2月1日から3月15日までの期間に申告します。申告や納税を行うのは、財産をもらう受贈者です。課税方法には、「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つの仕組みがあります。

(1) 暦年課税

受贈者一人につき、年間110万円の基礎控除があります。3人から330万円の贈与を受けても基礎控除額は110万円のため、220万円が課税対象です。税額の計算は贈与者と受贈者の関係によって異なります。18歳以上の受贈者が父母や祖父母などの直系尊属から受けたときは特例税率が適用され、一般贈与より安く設定されています。

(2) 相続時精算課税制度

贈与財産が特別控除額2,500万円に達するまでは贈与税はかからず、超えた金額に一律20%の贈与税がかかります。この制度を選択できるのは、18歳以上の子や孫が60歳以上の直系尊属から贈与を受ける場合で、一度選択すると暦年課税に戻ることはできません。

(3) 相続税との関係

生前に財産を贈与して無税のままだと、相続税を納付する人はいなくなってしまう。このため、贈与税は課税の最低限が低く、税率の累算度合いは相続税より高く設定されています。このことから、贈与税は相続税の補完税と言われています。また、贈与済の財産であっても、相続財産に加算されることにより、相続税に課税し直されることがあります。暦年

贈与の場合は、相続開始前7年間分の贈与財産を、相続時精算課税制度では、全ての贈与財産を加算する必要があります。なお、令和6年に新設された基礎控除額110万円は加算対象となりません。加算された贈与財産にかかった贈与税は、前払いとして相続税から控除されます。

(4) 贈与税の使い方

贈与税は高いというイメージがあるかもしれませんが、最高税率は55%でも最低税率は10%で、相続税の実効税率より低い場合もあります。暦年課税は1年ごとに課税期間が区切られます。親が子へ1,000万円贈与する場合、1年に全額贈与すると贈与税は177万円ですが、12月に500万円、翌年1月に500万円のように2年に分けると計97万円の贈与税で済みます。そのほか、基礎控除額110万円を10年活用すれば、1,100万円を贈与税ゼロで移転することができます。

(5) 贈与税がかからないもの

扶養義務者から生活費や教育費で通常必要なものを贈与する場合や、直系尊属から住宅取得資金を贈与する場合等は非課税です。教育資金の一括贈与は令和8年3月に終了しています。婚姻期間が20年以上の夫婦間で、居住用不動産や取得するための金銭の贈与で最高2,000万円まで控除できる配偶者控除の規定があります。

(6) 注意点

贈与は「あげます」「もらいます」で成立します。資金だけ移動して親が通帳や印鑑の管理を行って子どもが自由に使えない状態では「名義預金(親の財産)」とみなされて相続税の対象になってしまいます。振込で通帳に記録を残し、贈与契約書を作成しておくとう安心です。

民事訴訟のIT化と尋問

弁護士 杉山 一郎



1 広く報道されたとおり、令和8年5月21日に改正民事訴訟法(令和4年法律第48号)が全面施行され、民事訴訟がIT化されました。フェーズ3と言われています。

その内容はいろいろありますが、ここでは尋問について簡単にご説明します。

2 フェーズ3の前は、証人が遠隔地に居住するときには他の裁判所に出頭させてテレビ会議システムを利用した尋問をすること、事案の性質等により「圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認められる場合であって、相当と認めるとき」には他の裁判所に出頭させてテレビ会議システムを利用した尋問をしたり、同じ裁判所の法廷以外の場所に出頭させてビデオリンク方式を利用した尋問をすることができました。

当職もコロナウィルスが蔓延している地域に出頭したくないとの証人の意向により、テレビ会議システムを利用して尋問をしたことがあります。他の裁判所の書記官の協力により、事前に証人に示す書証の写しを送付して、尋問時に

書証を提示してもらっていましたが、事例が少ないため、書記官も接続等に若干手間取っていました。

3 フェーズ3では、遠隔地要件を除外したとともに、当事者に異議がない場合にウェブ会議により尋問することができるようになりました。また証人の出頭場所も裁判所に限定しなくなりました。さらに書証を示す際には、証人の前のディスプレイに書証を映し出すことが可能となりました。

4 ウェブ会議により尋問する場合には、直接尋問を行うよりも心証が取りにくいという指摘もありますが、今後はウェブ会議による尋問状況を録画することも考えられると思われます。その場合には、調書を作成するよりも迫真性に富むかもしれません。

もっとも、ウェブ会議による尋問ですと、証人が尋問時に他の資料をこっそり見てしまうということが完全には防げないおそれがあります。

今後どのように運用されていくのか注視したいと存じます。

篠崎芳明弁護士寄稿のご案内

当事務所所長篠崎芳明弁護士は、「人権のひろば2026年5月号 第169号」に「暴力団を追い込んだ民事裁判」と題する小論を寄稿しました。「人権のひろば」は、全国の人権擁護委員会をバックアップするために発足した(公財)人権擁護協会が発行する人権に関わるエッセイ、活動報告などを掲載する権威ある人権情報誌です。

篠崎弁護士は、「暴力団を追い込んだ民事裁判」の事例を3件紹介しています。

第1の事例は、新幹線浜松駅近くに組事務所を移転した暴力団に対して、地元住民の依頼を受けた弁護士が事務所撤去請求訴訟を提起すると公表したところ、この訴訟を阻止すべく弁護士や住民リーダーを刺傷した暴力団に対して、日弁連民事介入暴力対策委員会の弁護士らが民事裁判手続にて組事務所の使用差し止めを求めたところ、裁判所が暴力団は反社会的存在であるとして、住民の人格権(基本的人権)を根拠に組事務所の使用を差し止めた事例です。篠崎弁護士は、筆頭副団長として自らが関与した実体験に基づいて当時の状況等を解説しています。本決定は、裁判所が暴力団を反社会的存在と断定した初めての裁判例であり、その後の暴力団追放に向けた社会動向に大きな影響を与えました。

第2の事例は、暴力団抗争時に相手組員と誤認されて射殺された警察官の遺族が求めた山口組組長に対する損害賠償請求につき、暴力団組

長には、末端(三次団体)組員の殺害行為につき民法上の損害賠償責任があると認定した事例です。この裁判の結果、暴力団員による市民に対する殺傷行為は激減しました。

第3の事例は、暴力団員がかかわった「特殊詐欺」について、一次団体組長の損害賠償責任を認めた事例です。この裁判の結果多くの同様の裁判が提起され、暴力団組長が多額の賠償金の支払いを余儀なくされています。

篠崎弁護士は、これら民事裁判の暴力団に与えた影響、反社会的勢力の変容、そして篠崎弁護士が考える弁護士の役割について意見を述べています。

本小論は、(公財)人権擁護協会のご了解を得て、当事務所のホームページ「講演・その他活動」に掲載しております。ご高覧いただければ幸いです。



当事務所ホームページ
「講演・その他活動」▶



人権擁護協会▶



正月から難しい案件が続き、待ちに待った5月の連休。リフレッシュのために新宿末廣亭に出かけたところ、なんと入場開始1時間前なのにすでに行列ができており、そのまま太陽の照り続ける公道に並ぶことに。その甲斐があつて前から3列目で昼席終了まで約5時間楽しい時間を過ごし、溜まっていた仕事の疲れを忘れることができました。中でも7代目三遊亭円楽師の古典落語はさすがとその襲名を納得しました。5月15日には三遊亭竜楽師の令和7年度文化庁長官表彰・芸歴40年を祝う会に出席し、賑やかな進行に合わせて心からお祝いを申し上げました。落語で元気回復。まだまだ頑張ります。

所長弁護士
篠崎芳明



次男が所属する学童野球チームが小学生の甲子園と呼ばれる全日本学童軟式野球大会に出場することになりました。今年は愛媛県で開催されるので、夏休みを利用して愛媛県へ応援に行く予定です。愛媛と言えば、夏目漱石の坊ちゃんの舞台、道後温泉、みかん、今治タオル、伯方の塩など有名どころが満載であるにもかかわらず、これまで愛媛県に行ったことがなかったので、今から行くのが楽しみです。しかし、メインは野球の応援ですので、まずはそこに注力します。と考えている横で長男が「蛇口をひねるとみかんジュースが出てくるんだって〜。」と。誘惑が尽きません。

弁護士
石黒一利



所長弁護士
進士肇

今年は冬のランニングは根を詰めないようにして、2月1日(日)の神奈川マラソン(ハーフ)と、4月19日(日)のかすみがうらマラソン(当初予定どおり20km手前でDNF)だけを走りました。「かすみ」では今年も石川貴康弁護士と妹さんご夫妻に、伴走と送迎でお世話になりました。「かすみ」の後、快適なランが続かなくなった原因をあれこれ探ったところ、股関節の動きが悪く歩幅が小さくなっていることに気づき、専門家の指導を受けて柔軟運動を取り入れ、かなり改善しました。登山のトレーニングのつもりで、週末に10〜20kmを走り込んでいます。

登山の方は、5月23日(土)伊吹山、6月7日(日)大台ヶ原山に登頂(6月第2週現在)。関西の山でも、安全のために熊対策は欠かせません。7月からペースを上げていきます。



弁護士
鶴岡拓真

最近、電動歯ブラシを導入しました。これまではずっと手磨きをしていましたが、手磨きでは不可能な高速振動や音波水流で効率的に歯垢を除去できるとの宣伝を見て心惹かれ、買ってしまいました。最初に使用したときは、予想以上の振動でくすぐったくて思わず吹き出しそうになりましたが、しばらく使っているうちにだんだんと慣れてきて、違和感なく使用できるようになりました。歯磨き後の仕上がり具合は、手磨きしたときよりもすごく綺麗になっている感じがするので、80歳で20本以上の歯を保てるよう、使いこなしていこうと思います。

4月に弁護士登録30年を迎えました。「10年ひと昔」と言いますが、私の弁護士登録はもう「3昔」も前のことになります。生まれ年の昭和4×年から遡ること30年は昭和1×年、なんと太平洋戦争開戦前です。いやあ30年、そう考えると大した年月かと。前にも書いたかと思いますが、とある漫画に登場するベテラン教師の常套句は、「教師生活25年〜」でした。私も、それより5年長い「弁護士生活30年」の重みに恥じない仕事をしたいと思います。

弁護士
寺島毅一郎



最近、少しだけですが料理をするようになりました(休日に料理すると凝り始めてしまいやたらと時間がかかり、「いつまでタマネギ炒めとんねん」などのご鞭撻を頂きます)。子どもの栄養も考えます。最近になってブロッコリーが非常に優れた食材だと知りました。ブロッコリーにはビタミンC・たんぱく質・葉酸・食物繊維といった栄養素が豊富で、抗酸化作用や抗がん作用などもあるそうです。ブロッコリーを活用しながら料理スキルを高めていきたいと思います。ところで、2歳の子がブロッコリーを「ぶっころり」と間違えて覚えてしまい直らないのですが、どうしたらいいでしょうか。

弁護士
金山真琴



弁護士
杉山一郎

2026年5月21日から民事裁判の全面IT化が始まりました。今までとは違い、代理人弁護士の場合はオンラインで、訴訟提起し、準備書面等をオンラインで提出・受領し、判決を受領するようになりました。全面IT化以前の事件と事務手続が異なるので、気をつける必要があります。全面IT化とはいえ、裁判所が当初導入を予定していたシステム(Treees)の開発は間に合わず、民事保全や民事執行事件のIT化は今後行う予定とのことで、今後も手続がめまぐるしく変わりそうです。



弁護士
三井稜賀

先日ベトナムに行く機会がありました。ベトナム国民の交通手段は専らバイクで、街で歩いている人は殆どいません。そのため、道路は車両ファーストで、横断歩道を渡るのにも一苦勞でした。また、歩いていると腕を掴まれて靴磨きをさせろと言われるようなことも何度かありました。ただ翌日には上記の対応にも慣れ、最終的にはほぼ地図も見ず、1人で勘で道を歩き適当なお店で食事ができる程度にはなり、自分の順応力に驚きました。ただトイレ事情には慣れず、食事量を制限して過ごしていたため、結果的に少し痩せて帰国しました(いずれにせよ貴重な経験になりました)。

料理のおいしい居酒屋のメニューにあるようなスパイシーでおいしいソース焼きそばが食べたくなり、生成AIにレシピを聞いたところ、ソースのほか醤油、黒こしょう、にんにく、一味唐辛子、カレー粉を入れるとよいとのこと。指示された分量のとおりで作りましたが、涙が出るほどの辛さになってしまい大変でした。ただ、焼きそば3玉に対して一味唐辛子を小さじ2杯も入れたら辛くなるのは当たり前のこと。AIの言うことを鵜呑みにせず自分の頭で考えなければならないことを改めて痛感しました。

弁護士
中山祐樹



雑誌「温泉」の連載第7回で湯河原温泉を取り上げたほか、中央温泉研究所報「ゆけむり」の第8号に、昭和初期における温泉法立法史研究の欠落部分を埋める趣旨で、「武田軍治鉱泉法私案に対する清水博士修正案について」を投稿しました。また、「高齢者の財産管理・身上保護と成年後見制度」をテーマとする新井誠編『高齢社会における信託活用のグランドデザイン第4巻』(日本評論社)が刊行され、「後見契約の法理」なる小稿が掲載されました。

弁護士
清水恵介(客員)



世界遺産の佐渡金山へ行ったところ予定より早く一周し、追加の観光スポットをAIに尋ねました。しかし、歩いても歩いても目的地の気配がなく、心配になって写真を撮って送ると「合ってるよ!」と励ましてくれるAI。更に進みその先数百メートルの案内板を発見し、帰りのバスを逃しそうになったので断念しました。自分で確認することの大切さを学びました。

税理士 藤代 節子



入所挨拶



弁護士 春田 壮史

はじめまして。この度、篠崎・進士法律事務所に入所することになりました、春田 壮史（はるた そうし）と申します。上智大学法学部を卒業し、上智大学法科大学院を修了後、司法試験に合格しました。福島県での約1年の司法修習を経て、今年4月より弁護士としての第一歩を踏み出すこととなりました。

私は、大学時代にお会いした弁護士がフットワーク軽く職務に取り組んでいる姿に憧れを抱き、この仕事を志しました。弁護士としてのスタートラインに立った今、弁護士の職責の重さを強く感じ、身の引き締まる思いです。入所の挨拶として、弁護士として仕事に取り組むにあたって銘記すべきことを申し上げたいと思います。

まず、想像力が豊かな弁護士であることです。大学時代にお会いした弁護士からは、相手の気持ちを全て理解することは困難であるが、相手の立場に立って考えようとする姿勢は大切であると学びました。そこで私は、相手の立場に立って物事を考えることを常に心掛けたいと思います。

次に、日々の勉強を怠らない弁護士であることです。新しい知識・情報を貪欲に、コツコツ継続して吸収します。法律に関する勉強はもちろん、会計や経営など幅広い分野の情報収集を続けます。幅広い分野の知見を得ることで、さまざまなご相談に対応できることを目指します。

最後に、若々しい弁護士であることです。若々しいというのは年齢だけではなく、機敏な行動力やフットワークが軽いということです。依頼や相談のレスポンスをできるだけ早くお返しし、クライアントが適切な時間内にアドバイスを受けられるように努めて参ります。「打てば響く人」に私はなりたいと思っています。

身の丈に合わないことを申し上げましたが、弁護士となった初心を忘れることなく、常に誠実に熱意を持って取り組んで参る所存です。

未熟ゆえに至らぬ点多々あるかと思いますが、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。



篠崎・進士法律事務所

〒105-0003

東京都港区西新橋 1-7-2 虎の門高木ビル 6 階

TEL : 03-3580-8551 FAX : 03-3595-1673

<https://www.shinozaki-law.gr.jp/>